

長野都市計画道路の変更（長野県決定）

1. 都市計画道路中 3・5・70 号豊野北線を次のように変更する。
2. 都市計画道路に 3・5・90 号豊野駅前線を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・5・70	豊野北線	長野市 豊野町豊野 字中尾	長野市 豊野町豊野 字下伊豆毛	長野市 豊野町豊野 字上神代	約 860m	地 表 式	2 車 線	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	変 更
	3・5・90	豊野駅前線	長野市 豊野町豊野 字上神代	長野市 豊野町豊野 字中尾	長野市 豊野町豊野 字中尾	約 50m	地 表 式	2 車 線	15m	幹線街路と平面交差 1箇所	新 規 決 定

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理 由

豊野駅への安全性・利便性の確保を図るため、アクセス道路として 3・5・90 号豊野駅前線を新たに決定し、それに交差する 3・5・70 号豊野北線の一部道路区域を変更する。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

変更の理由書

豊野地区では、豊野駅を中心とした周辺市街地の交通の円滑化を図るため、豊野駅の北側に環状道路を形成する路線として長野都市計画道路 3・5・70 号豊野北線が決定されている。

長野都市計画道路 3・5・70 号豊野北線は昭和 56 年に大字豊野字中尾を起点に東へ延長約 860m、標準幅員 12m で決定されている。

豊野駅北口から環状道路へのアクセス道路として、新たに都市計画道路 3・5・90 号豊野駅前線を決定し、利用者の安全・利便性を確保する。また、それに交差する 3・5・70 号豊野北線の交差部の形状を変更することにより、交通機能の円滑化を図る。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

参考

□法改正前に決定された道路に係わる経過措置（国からの通知）

すでに都市計画決定された道路で、「車線の数」が定められていない場合の取り扱いは以下のとおり。

- ① 法改正後、初めての都市計画変更の際に、当該変更と併せて、「車線の数」を都市計画に定める。

新旧対照表

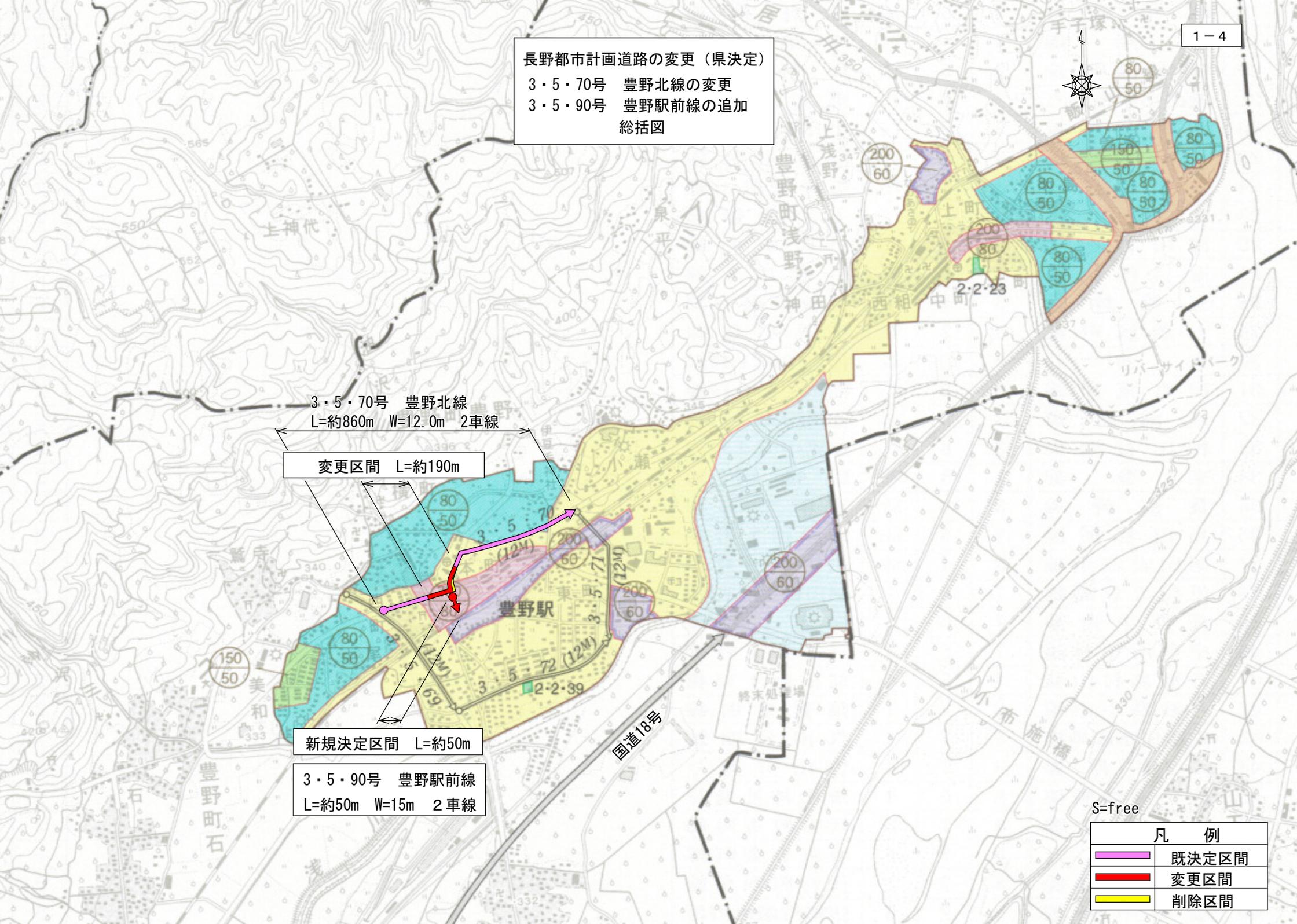
(旧)

種 別	名 称				位 置			区域	構 造				備 考
	区 分	規 模	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3	5	70	豊野北線	豊野町 大字豊野 字中尾	豊野町 大字豊野 字下伊豆毛	豊野町 大字豊野 字上神代	約860m	地 表 式		12m	幹線街路と平面交差 2箇所	

(新)

種 別	名 称				位 置			区域	構 造				備 考
	区 分	規 模	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3	5	70	豊野北線	長野市 豊野町豊野 字中尾	長野市 豊野町豊野 字下伊豆毛	長野市 豊野町豊野 字上神代	約860m	地 表 式	2 車 線	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	
幹 線 街 路	3	5	90	豊野 駅前線	長野市 豊野町豊野 字上神代	長野市 豊野町豊野 字中尾	長野市 豊野町豊野 字中尾	約50m	地 表 式	2 車 線	15m	幹線街路と平面交差 1箇所	

長野都市計画道路の変更（県決定）
 3・5・70号 豊野北線の変更
 3・5・90号 豊野駅前線の追加
 総括図



3・5・70号 豊野北線
 L=約860m W=12.0m 2車線

変更区間 L=約190m

新規決定区間 L=約50m

3・5・90号 豊野駅前線
 L=約50m W=15m 2車線

S=free

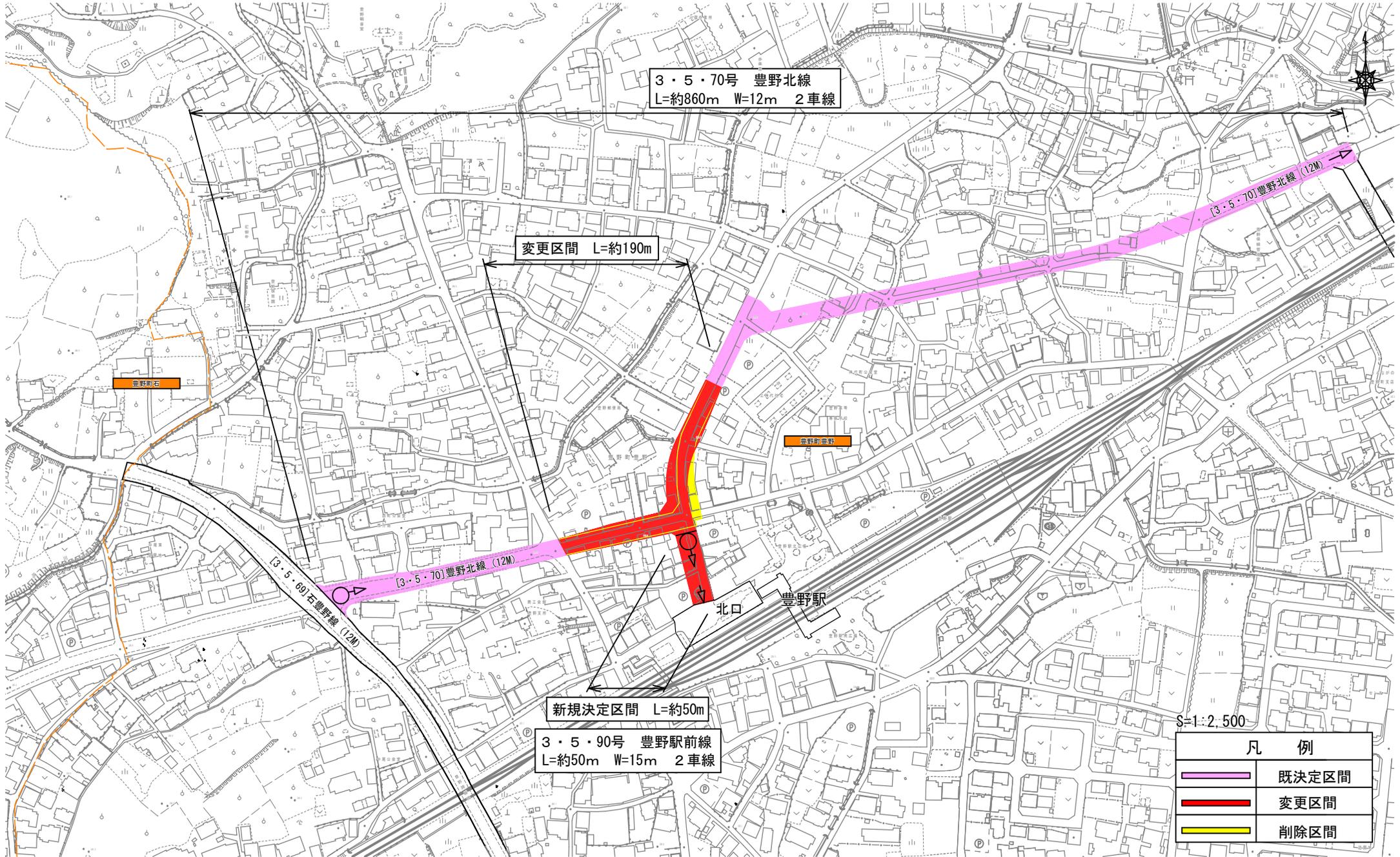
凡 例	
	既決定区間
	変更区間
	削除区間

長野都市計画道路の変更（県決定）

3・5・70号 豊野北線の変更

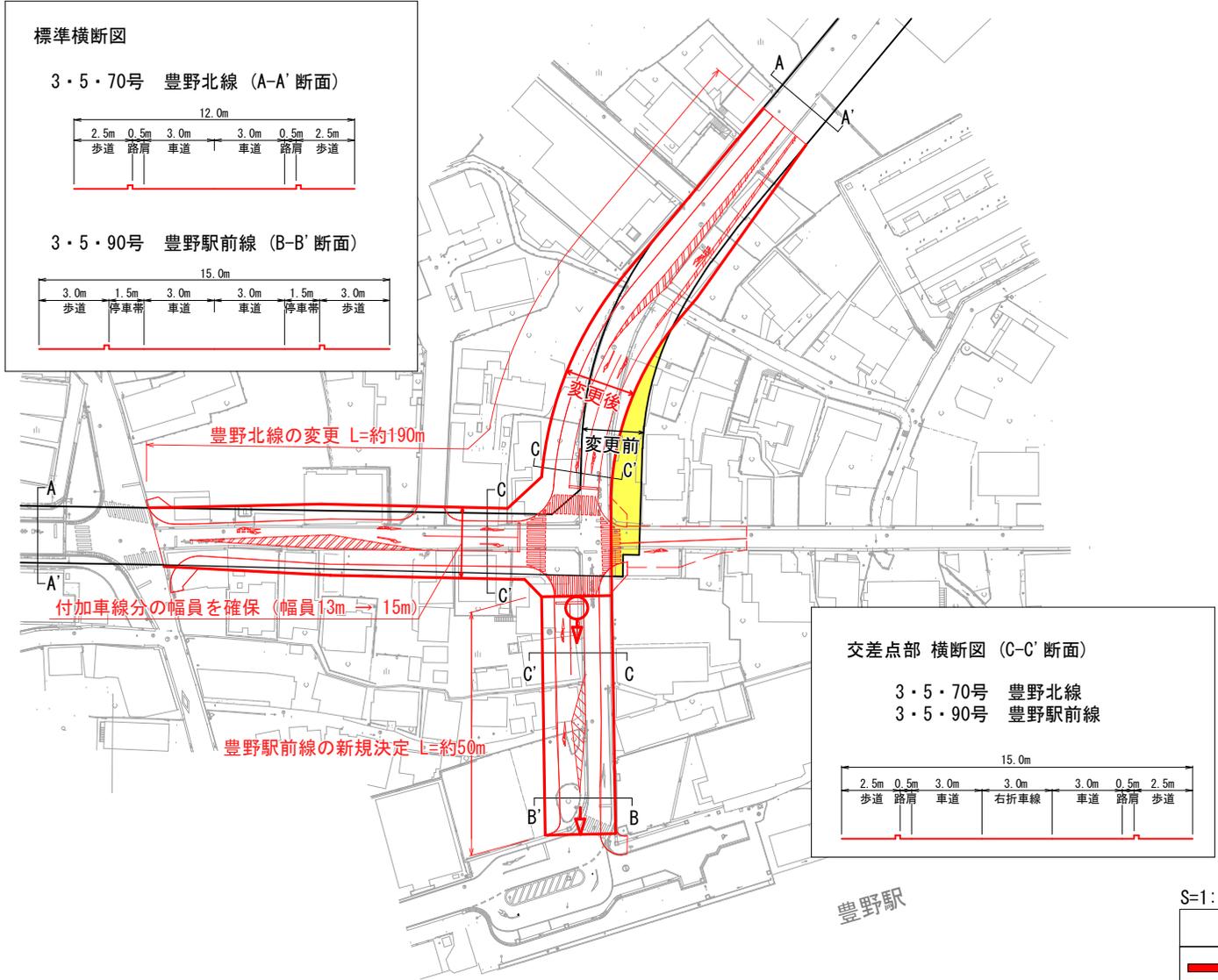
3・5・90号 豊野駅前線の追加

計画図





長野都市計画道路の変更（県決定）
 3・5・70号 豊野北線の変更
 3・5・90号 豊野駅前線を追加
 交差点処理図（参考図）



S=1:1,000

凡 例	
	変更区間
	削除区間

都市計画の策定の経緯の概要

○長野都市計画道路の変更（3・5・70号 豊野北線） 長野県決定

○長野都市計画道路の決定（3・5・90号 豊野駅前線） 長野県決定

事 項	時 期	備 考
地元説明会	平成 28 年 10 月 12 日（水）	豊野地区
変更案の申し出 （都市計画法第 15 条の 2 第 1 項）	平成 28 年 10 月 13 日（木）	
公聴会開催公告	平成 29 年 1 月 19 日（木）	
素案の閲覧	平成 29 年 1 月 19 日（木）から 平成 29 年 2 月 10 日（金）まで	
公述人申請書提出の期限	平成 29 年 2 月 3 日（金）	
公述人決定通知書の送付	平成 29 年 2 月 7 日（火）	
公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項）	平成 29 年 2 月 11 日（土）（中止）	公述の申出がなかったため中止
市町村への意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 29 年 2 月 13 日（月）	
計画案の公告	平成 29 年 2 月 23 日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 29 年 2 月 23 日（木） 平成 29 年 3 月 9 日（木）	意見書提出なし
市町村への意見聴取回答 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 29 年 5 月 下旬	
長野県都市計画審議会審議 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 29 年 6 月 8 日（木）	
決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項）	平成 29 年 6 月 下旬	